北海道における高圧ガス容器の適正な管理指針

作成：日本産業・医療ガス協会
北海道地域本部

監修：北海道経済部産業振興局
環境エネルギー室
産炭地・保安グループ

１．目的

この指針は北海道内における高圧ガス容器の放置および長期滞留を防止するとともに、それらの容器を迅速、適正に処理することにより、放置容器等による事故・災害の発生を防止することを目的とする。

２．適用範囲

この指針は北海道内において、高圧ガス保安法による高圧ガス容器により高圧ガスを販売または消費を行う者に適用する。

３．高圧ガス消費者の取るべき措置

１）消費者は、高圧ガス容器管理台帳を備え、常に高圧ガス容器の受払い状況等を管理すること。
２）消費者は、高圧ガスに関する緊急連絡体制を含む保安管理組織を設け、高圧ガス容器管理責任者を置き、管理させること。
３）高圧ガス容器は適正な場所で保管並びに使用し、毎日使用開始時および使用終了時に異常がないことを点検し、それらを高圧ガス容器管理責任者が確認すること。
４）使用済み高圧ガス容器（自己所有容器を除く。以下同じ。）は、直ちに高圧ガス販売業者等へ返却すること。なお、使用中の容器であっても容器設置後、原則として３ヶ月以上留置しないこととし、高圧ガス販売事業者等の行う容器の回収に速やかに応ずること。
５）高圧ガス容器は、湿気や水分の多いところ、腐食の進行しやすい環境に保管しないこと。
６）高圧ガス容器は災害（盗難、喪失を含む）を防止するとともに、万一それらが発生した場合は速やかに関係行政機関と販売業者へ連絡すること。
７）消費者は、高圧ガスを取り扱う従業員（高圧ガス容器管理責任者を含む。）に対し、１年に１回以上高圧ガス保安に関する教育を実施すること。

４．高圧ガス販売業者等の取るべき措置

１）高圧ガス販売先保安台帳を備え、容器の授受並びに周知結果を記録すること。
２）使用済みの高圧ガス容器は速やかに回収すること。
３）高圧ガス容器の所有者が販売業者等であるか、消費者であるかを明確にすること。
４）消費者先で残ガスのある容器であっても、原則販売後３ヶ月を経過した容器は、速やかな回収に努めること。
５）消費先の高圧ガス容器を、湿気や水分の多いところ、腐食の進行しやすい環境で保管しないよう指導すること。
６）従業員に対し、１年に１回以上高圧ガスの保安に関する教育を実施すること。

５．その他

この指針は平成２８年１１月１日から施行する。